

独立行政法人 日本貿易振興機構
副理事長 信谷 和重 殿

秘密保持承諾書

(以下「当社」という)は、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という)に対し、令和4年11月15日公示「情報システム運用管理業務」に係る資料閲覧(以下「本件」という)に関して、機構から提供される秘密情報の秘密保持について、以下のとおり承諾します。

2022年 月 日

住 所
社 名
代 表 者 名 印

記

(本件秘密情報の定義等)

第1条 本承諾書において本件秘密情報とは、文書、口頭、電子的データ又は物品によるとを問わず、本承諾書提出日以降、機構から当社に秘密情報であることを示して開示された情報(以下「秘密情報」という)をいう。

(本件秘密情報の提供)

第2条 当社は、当社が本件への意見を検討するために機構が必要と判断する秘密情報を本承諾書に定める条件で当社に提供することを了解する。

2 当社は、機構が本件において、機構が必要と判断する都度、機構が指定する機構の担当者から文書、口頭、電子的データその他の媒体により秘密情報が当社に提供されることを了解する。

(本件秘密情報の秘密保持)

第3条 当社は、秘密情報について厳に秘密を保持し、第4条に基づく場合を除き、機構の

書面による承諾なしに第三者（当社又は当社の関連会社の役員又は従業員を含む。）に一切開示又は漏洩してはならず、また、本件業務の実施以外の目的で秘密情報を使用しない義務を負う。

- 2 前項の義務は、(1) 機構より開示されるまでに既に当社が秘密情報を保有していたとき、(2) 秘密情報が機構より開示されるまでに既に公知であったとき、(3) 当社が機構より秘密情報の開示を受けた後、当社の責めによらずに公知となったとき、又は(4) 秘密情報を当社が本承諾書の秘密保持義務に違反することなく独自に入手した情報であったとき、(5) 当社が法令により秘密情報を開示する義務を負うとき、又は法律上権限ある官公署により当該情報の開示を命じられたときには、適用がないものとする。

（情報受領者に対する開示）

第4条 当社は、次の各号に定める者に対し、当社が本承諾書に基づく秘密保持義務を負担している旨を予め告知して、本件調達の検討に必要な限度において秘密情報を開示することができる。

(1) 本件業務を取り扱う当社又は当社の関連会社の役員又は従業員（以下「当社の役員等」という。）

(2) 弁護士、公認会計士その他、秘密情報等に関し法律上守秘義務を負う外部の専門家（以下「外部専門家」という。）

(3) 当社が業務の一部を委託する場合の委託先又は委託先の関連会社の役員又は従業員（以下「委託先の役員等」という。）

- 2 当社から当社の役員等又は外部専門家、又は委託先の役員等に対して秘密情報等の開示がなされる場合、当社は、開示の相手方となった当社の役員等、外部専門家、又は委託先の役員等に対し、本承諾書と同様の秘密保持義務を負わせる。また、これらの者によってなされた秘密情報の開示又は漏洩につき、当該開示又は漏洩が当社によってなされた場合と同様の責任を負う。
- 3 当社は本件秘密情報等を善良なる管理者の注意をもって管理し、秘密情報に関する書面、図面、ビデオ、フロッピーディスク、CDその他の媒体を本件業務の実施に必要な限度を超えて複製してはならない義務を負う。

（秘密保持の存続期間）

第5条 秘密保持の存続期間は本承諾書の提出日からとする。なお、当社は本件調達の完了後も第3条の秘密保持義務、第6条の承諾違反及び第7条の損害賠償責任を負うものとする。

(承諾違反)

第6条 当社が本承諾書に違反したときは、機構は機構の規程に基づき、機構の実施する調達への当社の参加を制限することができるものとする。

(損害賠償)

第7条 当社が本承諾書に違反し機構に損害を与えたときは、当社は民法の規定に従い、その発生した損害を機構に賠償する義務を負う。

(準拠法等)

第8条 本承諾書は日本法を準拠法とし、本承諾書に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを承諾する。

(その他)

第9条 本承諾書に定めのない事項は、法令、慣習に従い機構と当社は誠意を持って協議するものとする。

以上